

平成28年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 ウィズユー
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成29年1月31日・2月1日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉保健部高齢社会課事業者管理係

	文書指摘事項	是正・改善状況報告	改善時期
1	<p>監事のうち1人は、社会福祉法人の財務諸表等を監査し得る者でなければならぬところ、平成28年4月1日現在の社会福祉法人現況報告書によれば、2人とも財務諸表等を監査し得る者でなかった。</p> <p>ついては、監事のうち1人は、弁護士、公認会計士、税理士、会社等の監査役又は経理責任者等の財務諸表等を監査し得る者で構成すること。</p> <p>(審査基準第3の3(2))</p>	<p>現在税理士に監事を依頼しており、次回評議委員会(平成29年3月21日開催予定)で選任を予定している。</p>	平成29年度3月21日
2	<p>月次報告について、貴法人経理規程第7条により理事長が統括会計責任者を任命することとなっているが、その任命が行われておらず、同規程第31条に規定されている各拠点区分ごとの月次資産表の統括会計責任者への提出、統括会計責任者による法人全体の月次試算表の作成及び理事長への提出も行われていない。</p> <p>ついては、理事長は速やかに統括責任者を任命し、貴法人経理規程に則って適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(経理規程第7条及び第31条)</p>	<p>統括会計責任者を新たに任命し、適切な会計処理に努めている。</p>	平成29年3月

3	<p>小口現金の限度額は、貴法人経理規程第 27 条第 3 項によると小口現金の限度額は、5 万円とすることとなっているが、共同生活援助事業(オリオン、オアシス、ペガサス)で限度額を超えた事務処理がされているものが見受けられるので、適切に管理、支出すること。</p> <p>(経理規程第 27 条第 3 項及び第 4 項)</p>	<p>平成 28 年 10 月時点で小口現金の限度額 5 万円を超えて処理していたことを確認したため、翌 11 月より小口現金は 5 万円以内で処理するように徹底した。</p>	<p>平成 28 年 11 月</p>
4	<p>鳥取県民間社会福祉施設職員共済会の退職金共済掛金(以下「掛金」という。)について、その掛金相当額を法人の資産(退職給付引当資産)及び負債(退職給付引当金)として貸借対照表に計上すべきところ計上されていなかった。</p> <p>ついては、新会計基準に定められた方法に基づいて、適切に掛金の経理処理を行うこと。</p> <p>(新会計基準第 4 章 3 (7)、注 2、注 19) (運用指針 18 (3)) (経理規定第 54 条)</p>	<p>平成 28 年度決算時に「鳥取県民間社会福祉施設職員共済会 取扱の手引き」に従い、引当資産、引当金共に要支給額で計上することとしている。</p>	<p>平成 28 年度決算</p>
5	<p>賞与引当金について、新会計基準では原則計上することとされているにもかかわらず、計上されていない。</p> <p>ついては、新会計基準に沿った適切な会計処理を行うこと。</p> <p>なお、当該指摘事項は、前回指摘事項と同様であり、再度指摘するので改善を図ること。</p> <p>(新会計基準第 4 章 3 (7)、注 2、注 19) (運用指針 18 (2)) (経理規定第 55 条)</p>	<p>給与引当金については、平成 28 年度決算時に計上することとしている。</p>	<p>平成 28 年度決算</p>
6	<p>内部取引の相殺消去について、貴法人経理規程第 59 条の規程によると、財務諸表及び附属明細書の作成に関して、拠点区分間、サービス区分間における内部貸借取引は相殺消去するものとなっているが、社会</p>	<p>平成 27 年度決算では、貸借対照表上での内部取引の相殺消去が担当者の錯誤のため出来ていなかった。本年度の決算時では内部取引</p>	<p>平成 28 年度決算</p>

	<p>福祉事業区分の貸借対照表内訳表における流動資産の短期貸付金(45,200,000円)と拠点区分間貸付金(17,900,000円)の内部取引消去が行われていなかった。</p> <p>また、同様に流動負債の短期運営資金借入金を24,000,000円と計上すべきところ、相殺処理ができていなかったため69,200,000円の計上となっていた。</p> <p>さらに、拠点区分間借入金(17,900,000円)についても内部取引消去されていなかった。</p> <p>については、貴法人経理規程に則って適切に処理すること。</p> <p>(新会計基準第1章7、注5) (経理規程第59条)</p>	<p>の相殺消去を徹底する。</p>	
7	<p>貴法人経理規程第10条により、勘定科目は別紙1のとおりとするとなっているが、勘定科目が設定されていない。</p> <p>については、勘定科目を設定し報告すること。</p> <p>(経理規程第10条)</p>	<p>元々勘定科目については、別紙1のとおり設定していたが、書類管理が不適切であったため紛失していた。今後は、書類を適切に管理するように努める。</p>	平成29年2月
8	<p>本部会計の基本金決算額は、平成28年3月31日現在△23,179,184円となっている。本来、基本金はマイナスにならないものであり、最低でも基本財産である1,000,000円の計上は必要である。</p> <p>寄附金申込書により基本金区分(1号～3号)を精査し、その原因を報告すること。</p> <p>なお、当該指摘事項は、前回指摘事項と同様であり、再度指摘するので改善を図ること。</p>	<p>現在、寄附金申込書等により基本金の区分(1号～3号)を精査しており、本年度の決算時に修正計上を行う。</p>	平成28年度決算